

電気通信主任技術者及び工事担任者の資格試験事業に関する政策評価

根拠法令	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 74 条第 1 項	評価実施 時期	令和 2 年 12 月																								
事務・事業 の目的	<p>電気通信役務の安定的かつ確実な提供を確保するため、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その事業用電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。このため、一定の知識を有するものにその事業用電気通信設備の工事・維持及び運用の監督を行わせる必要がある。また、電気通信回線設備の損傷を事前に防止するとともに人体の保護を確実にするため、利用者による端末設備又は自営電気通信設備の接続は、一定の知識を有するものに工事を行わせ、又は実地で監督させる必要がある。</p> <p>そのため、事業用電気通信設備の工事・維持及び運用の監督を行う者（電気通信主任技術者）、端末設備及び自営通信設備の接続の工事の実施又は監督を行う者（工事担任者）、それぞれその能力を有することを確認するために国家試験がなされている。</p>																										
事務・事業 の必要性等	<p>本事業の実施には、公平・中立性のほか、試験問題の作成や合否の判定に関する事務に高い専門性が求められることから、一元的な試験ができ、かつ、電気通信事業法令で要求される知識及び経験を有する人員等を確保できる指定試験機関において実施することが妥当である。</p> <p>電気通信事業法令に基づき指定試験機関より事業年度ごとに提出される事業報告書等からみて、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の受験者数が減少傾向にある中、指定試験機関による効率化の努力もなされ、令和元年度において電気通信主任技術者試験は全国 15 地区で 2 回、工事担任者試験は全国 37 地区で 2 回実施されており、公平・中立性を維持しつつ、安定的な運用が行われているものと認められる。また、民間の能力を活用することで国費を投じずに事業を実施できており、さらに、当該事業報告書等から見て、総務大臣が認可した試験事務規程に基づき試験事務が適正かつ効率的に実施されていると認められることから、効率性があると認められる。電気通信主任技術者の適切な配置及び工事担任者による工事が求められている中、本事業により資格者を安定的に確保することができることから、有効性があると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信主任技術者試験の受験者数の推移 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受験者数</td> <td style="text-align: center;">7,853 人</td> <td style="text-align: center;">7,535 人</td> <td style="text-align: center;">6,917 人</td> <td style="text-align: center;">5,957 人</td> <td style="text-align: center;">5,934 人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事担任者試験の受験者数の推移 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受験者数</td> <td style="text-align: center;">35,560 人</td> <td style="text-align: center;">31,974 人</td> <td style="text-align: center;">29,061 人</td> <td style="text-align: center;">27,794 人</td> <td style="text-align: center;">27,565 人</td> </tr> </tbody> </table>				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	受験者数	7,853 人	7,535 人	6,917 人	5,957 人	5,934 人		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	受験者数	35,560 人	31,974 人	29,061 人	27,794 人	27,565 人
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																						
受験者数	7,853 人	7,535 人	6,917 人	5,957 人	5,934 人																						
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																						
受験者数	35,560 人	31,974 人	29,061 人	27,794 人	27,565 人																						

評価の結果	本事業の実施により本来の目的は達成されている。引き続き国以外の法人に本事業を実施させる必要がある。
学識経験を有する者の知見の活用	<p>学識経験者等で構成される情報通信審議会からの一部答申（情報通信審議会一部答申「IoTの普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（令和元年5月21日））等を踏まえ、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）等について、所要の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令案についての意見募集の結果（令和2年9月7日） https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000210.html
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信主任技術者試験の受験者数 https://www.shiken.dekyo.or.jp/chief/statistics/index.html 工事担任者試験の受験者数 https://www.shiken.dekyo.or.jp/charge/statistics/index.html 一般財団法人日本データ通信協会の事業報告等 https://www.dekyo.or.jp/contents/report.html

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価